

## ◎新潟県告示第341号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第9条第5項の規定による生産物審査の基準及び方法を次のように定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、生産物審査の基準及び方法（昭和63年3月新潟県告示第849号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事　米　山　隆　一

### 1 一般種子

#### (1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の2及び3に規定するもののほか、次の表に掲げる事項を満たすこと。

審査項目 種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (%)	異品種粒	異種穀粒	病害虫粒	雑草種子
稻	90	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大麦、裸麦及び小麦	80	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大豆	80	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。

#### (2) 定義

##### ア 百分率

発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

##### イ 発芽率

純種子に対する正常発芽粒の粒数割合をいう。

##### ウ 正常発芽粒

稻、大麦、裸麦及び小麦については、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から2分の1以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいう。

大豆については、十分かつ健全に発達した1次根茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

##### エ 異品種粒

審査対象品種の純種子粒を除いた当該農作物の種類（稻については、水陸稻別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稻の種類をいう。オにおいて同じ。）の純種子粒をいう。

##### オ 異種穀粒

当該農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

##### カ 病害虫粒

病害虫の被害を受けた粒をいう。

##### キ 雜草種子

農作物以外の植物の種子粒をいう。

##### ク 純種子粒

成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているものをいい、稻、大麦、裸麦及び小麦の場合、粒の原形の2分の1以下のもの並びに大豆の場合、粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

#### (3) 審査の方法

##### ア 書類審査

生産等基準の2及び3に規定する事項について、生産物審査請求時に請求者から提出のあった当該事項の遵守状況を示す書類により審査を行い、遵守されていると認められるものののみ、次のイの審査を行う。

##### イ 抽出審査

(ア) ほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場の生産物の中から静置法により均質な荷口を構成する個袋群から次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、

審査を行う。

荷口中の個袋数 (個)	抽出個袋数 (個)	不良個袋数 (個)
50以下	17	0
51~100	33	1
101~200	60	3
201~300	83	5
301~400	100	6
401~500	110	7
501~600	125	8
601~800	140	9
801~1000	150	10

(イ) 審査の結果、不良個袋数が(ア)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は基準を満たしたものとする。

また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(ウ) 不良個袋は、取り除くものとする。

#### (4) 審査注意事項

ア 審査に当たり病害虫粒、雑草種子の混入割合について「ほとんど含まないこと」とは、次の表に掲げる程度の割合を指すものとする。

種類	病害虫粒 (%)	雑草種子 (%)
稻	0.5	0.2
大麦、裸麦及び小麦	0.5	0.2
大豆	10.0	0.0

#### イ 発芽率の測定方法

##### (ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

##### (イ) 測定条件

種類	発芽床の条件	温度 (℃)	測定目		休眠打破法その他留意事項
			第1回目	最終	
稻	ろ紙の上、間又は砂の中	25	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水に浸漬(24時間)
大麦及び裸麦	ろ紙の間又は砂の中	20	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20	4	8	同上
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25	5	8	—

注 1 温度は、上下1℃の範囲にとどめなければならない。

2 発芽は照光条件で行うことが望ましい。

3 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持つてもよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行つてはならない。

#### ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

(イ) 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であればそのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとする。誤差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	1
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94~93	10	9
92~91	11	10
90~89	12	11
88~87	13	12
86~84	14	13
83~81	15	14
80~78	16	15
77	17	15
76~73	17	16
72~71	18	16
70~67	18	17
66~64	19	17
63~56	19	18

## 2 原種及び原原種

### (1) 基準

審査項目 種類	最低限度		最高限度			
	発芽率 (%)	塩水選沈下歩合 (%)	異品種粒	異種穀粒	病害虫粒	雑草種子
稻	90	うるち95 もち93	含まないこ と。	含まないこ と。	ほとんど含ま ないこと。	ほとんど含ま ないこと。
大麦、裸麦及 び小麦	80	—	含まないこ と。	含まないこ と。	ほとんど含ま ないこと。	ほとんど含ま ないこと。
大豆	80	—	含まないこ と。	含まないこ と。	ほとんど含ま ないこと。	ほとんど含ま ないこと。

### (2) 定義

1の一般種子に同じ。

### (3) 審査の方法

1の一般種子に同じ。

### (4) 審査注意事項

1の一般種子に同じ。